平成２７年（フ）第５２５号
静岡県藤枝市小石川町２丁目５番14―４号、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目11番４号　Ｈｉトピア藤枝Ⅱ406号
債務者　大石　文雄
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３号
静岡県富士市原田192番地
債務者　岩崎　修平
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前11時20分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４６５号
静岡県袋井市神長９番地の２
債務者　岩田　千夏（旧姓金原）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
釧路市川北町５番38号　中島ビル３階303号室
債務者　佐々木美佐子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
北海道釧路郡釧路町光和４丁目18番地９　ザ・アレンジシン103号室
債務者　小林　菜穂
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１７０７号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目７番28号
債務者　平井　玲奈（旧姓川元）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７４号
横浜市泉区和泉中央南５丁目10番17号
債務者　谷口　　等
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７９号
横浜市神奈川区星野町４番地
債務者　大谷　和彦
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９１号
横浜市鶴見区矢向５丁目13番27―603号　井戸方
債務者　堤　　功
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９２号
神奈川県大和市大和東２丁目７番27号　ラメールＴＡＫＡＫＩ　102号
債務者　齊藤　幸恵
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７７号
静岡県榛原郡吉田町住吉5519番地の４
債務者　大川　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８６号
静岡市駿河区馬渕４丁目14番６号、旧住所静岡市駿河区登呂６丁目２番９―206号
債務者　永井　美和
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１３号
静岡市駿河区高松１丁目23番10―311号
債務者　多田八恵美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１１号
岡山市北区撫川1296番地
債務者　野崎多美子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０８２号
東京都板橋区上板橋２丁目30―７―202
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３号
長野県佐久市高柳82番地２
債務者　高橋　良典
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後３時
長野地方裁判所佐久支部